

酸京★ニュースレター

2023年3月号

特殊効果業を 未来につなぐ

このニュースレターの「メール版」はご覧いただけましたか？
本号の内容は2023年2月14日(火) 7:50に配信しております。
メール版が届いていない場合、こちらからご登録いただくか、
迷惑メールボックスをご確認ください。



メール版のご登録は
こちらから

特殊効果演出業の「これから」を考える

代表取締役 小峰 聖

日本特殊効果演出協会の1周年記念イベントが2月1日に開催され、理事の一人として「協会のこれから」についてスピーチいたしました。

協会の目的を実現する上で取り組むべき課題も多いのですが、
協会の会員と一緒に特殊効果のこれからを考え未来を創る場が
できたことは大きいと実感します。

この2年はコロナ禍もあり、これからは勝負だと思っています。
本誌をご覧のかたには、ぜひ協会の活動について知っていただきたく、
後半の関連記事をご覧ください。



1分間アンケートのお願い

- Q：ニュースレターの内容は面白かったですか？
Q：日本特殊効果演出協会の活動についてご存知でしたか？
Q：特殊効果の安全および技術を学ぶことに興味ありますか？
質問は3つ。サクッとご協力いただけると嬉しいです。

アンケートはこちら→
ご回答は3月10日(金)まで



特殊効果演出についてよくいただく質問

Q 特殊効果演出を実施するにあたり、どんな資格が必要ですか？

A 煙火や炭酸ガスなどの取り扱いには、所定の免許を取得する必要があります。

代表的なものとして、

当社では右の2種の免許を取得しています：

いずれの資格も、関連する法令に基づき、

特効演出で使用する火薬類や高圧ガスなどを安全に取り扱い、

販売するため、所定の試験を受けて取得しています。

加えて、上述の資格に加え、特殊効果演出を安全に執り行うために適宜必要なものがあります。

例えば、煙火消費に従事する場合の**煙火消費保安手帳**、危険物を取り扱う場合の**乙種第4類危険物取扱者**の資格を

取得しています。その他、高所での作業を伴う場合の各種講習を受けることも必要な状況となっています。

- 1 煙火 : 火薬類取扱保安責任者 (国家資格)
- 2 炭酸ガス : 高圧ガス販売主任者第1種および第2種

	資格・講習	関係法令	販売用途	消費用途
煙火	火薬類取扱保安責任者	火薬類取締法	必要	煙火消費保安手帳
高圧ガス	高圧ガス販売主任者	高圧ガス保安法	必要	不要
危険物	乙種第4類危険物取扱者	消防法	必要	必要
高所作業	足場の組立て等作業主任者技能講習 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	労働安全衛生法	—	—

特効演出の現場では、法令の順守とともに、材料や器具の安全な取り扱いが重要で、未だ課題が多いのが現状です。

日本特殊効果演出協会では、業界全体でこの課題に取り組むべく、**安全な作業につながる学習の機会**を提供しています。

特殊効果業の発展と未来

2月1日、一般社団法人日本特殊効果演出協会の1周年記念イベントが開催されました。

ご招待者および法人・協賛会員の総勢56名が汐留の会場に集まりました。

本協会は、業界初の団体として「**特殊効果業を発展させ、未来に残す**」ために設立し、

右の3つを目的としています。

これらの目的を実現していくには、**特殊効果に関係するすべての皆さまとの連携が**

不可欠です。そのためには、本協会の活動について認知され、関連業界や行政の方々との交流を深めることが重要となります。

今回のイベントは、まさにその活動を実行に移すことができました。

本協会の活動については、**協会ホームページ**をご覧ください。

協会ホームページ

<https://www.sfx-japan.or.jp/>



- 1 火薬、高圧ガス、高所作業など、**特殊効果業界に合った内容を取り扱う**
- 2 「安全を第一」に、**業界における安全力・技術力向上のための教育を提供する**
- 3 安全性を高めるために、**行政との窓口を一元化する**



発行: 有限会社 酸京クラウド

SPECIAL EFFECTS **SANKYO** CLOUD

〒143-0013 東京都大田区大森南3-19-12 酸京ビル

TEL: 03-3745-3773 10:00 - 18:00 (Mon to Fri)

FAX: 03-3745-4133 24hrs

E-mail: info@sankyocloud.co.jp

ニュースレターの
配信・配送の停止を
ご希望の場合はこちら

